

北海道エゾシカ管理計画（第 5 期）の概要

1 計画策定の背景・目的

エゾシカ対策については、平成 24 年度を始期とする第 4 期の北海道エゾシカ管理計画により、各種取組を推進してきたところであるが、当該計画は平成 29 年 3 月をもって終了する。

これまでの取組の結果、生息数や農林業被害額は減少してきたものの、依然として高い水準にあることから、更なる捕獲対策の継続が必要となっている。

このため、新たな個体数指数及び生息数の目標設定や、より効果的な捕獲手法と地域資源としての捕獲個体の有効活用をあわせて推進し、生息数の減少に必要な捕獲数を確保しながら適正な管理を行い、エゾシカと人間との軋轢の軽減と共生を図るため、新たに第 5 期の北海道エゾシカ管理計画を策定する。

なお、本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画及び北海道エゾシカ対策推進条例に基づく基本計画として位置付けるものである。

2 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日の 5 年間

3 計画対象地域

- ・ 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室管内）
- ・ 西部地域（空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内）
- ・ 南部地域（後志、渡島、檜山管内）

4 管理の推進

全道の状況に鑑み、次のとおり全道を対象とした基本的な目標を置くとともに、その実現には、実効性のある個体数管理を進める必要があることから、あわせて地域毎の生息状況についての目標を設定する。

(1) 管理目標

【基本的な目標】

- ・ 個体数の削減による人間活動との軋轢軽減
- ・ 有効活用の推進
- ・ 生物多様性への影響の軽減
- ・ 絶滅の回避及び個体群の存続

【地域別目標】

	個体数指数※	
	第 4 期計画（H24. 4～H29. 3）	第 5 期計画（H29. 4～H34. 3）
東部地域	50	50 以下（約 13 万頭）
西部地域	200	150 以下（約 17 万頭）
南部地域	—	減少に転じさせる。

※個体数指数：各種調査から得られた結果について、基準年（東部：H5、西部：H12、南部：H23）の値を 100 として基準化し、毎年が生息動向を相対値で表したもの。

(2) 目標達成のための方策

管理目標を実現するための各部門における捕獲対策の方策を定め、国、道、市町村等関係機関・団体が連携して推進する。

捕獲推進プランの作成	・毎年度の捕獲目標を振興局毎に作成
個体数管理の充実	・メスジカの捕獲推進 ・森林内、自然公園などでの積極的な捕獲 ・モニタリング結果を踏まえたフィードバック管理を採用
個体数管理の手法	・狩猟規制の緩和やメスジカを優先した捕獲 ・一斉捕獲や広域捕獲など農林業等の被害低減のための市町村等による捕獲 ・指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した鳥獣保護区や道有林内など、道による捕獲 ・国指定鳥獣保護区や国立公園、国有林内など、国による捕獲
捕獲効率の向上	・高度で専門的な技術を用いた銃器による効果的な捕獲 ・夜間銃猟の実施の検討 ・遠隔操作システムの活用など省力的、効果的なわな猟の推奨
捕獲体制の構築	・林道除雪など捕獲環境の整備など国や道、市町村等との連携 ・条例に基づく緊急対策期間や特定重点対策地域の設定
担い手の確保	・農業者等による狩猟免許の取得など地域における担い手の確保 ・認定鳥獣捕獲等事業者や鳥獣被害対策実施隊等専門的捕獲従事者の確保

(3) 有効活用の推進

捕獲後の個体を「資源価値の活用」の視点に立ち、食を中心とする地域産業の振興などに幅広く活用することをめざすとともに、観光や環境教育などへの活用を通じて、地域活性化と産業の創造をめざす。

食肉としての有効活用	・食肉処理施設の整備促進 ・捕獲から利活用まで一体的な仕組みの検証と地域への定着促進 ・生体捕獲したエゾシカの供給量拡大 ・食肉処理施設の衛生管理の強化と認証取得の促進 ・栄養特性や美味しさ、生物多様性の保全に資する意義の啓発 ・食文化としての定着促進
食肉以外への有効活用	・ペットフードへの利用拡大推進 ・原皮の効率的な回収方法や高品質な原皮とする方法の検討 ・エゾシカ皮革製品に触れる機会の提供や製品づくり促進 ・角などその他部位の資源価値の検討と利用拡大推進
地域資源・環境教育としての有効活用	・北海道固有の地域資源として観光や環境教育、食育などへ活用 ・地域活性化と産業の創造を推進

(4) 被害防除

鳥獣被害防止特措法に基づく支援制度の活用や道路・鉄道管理者による被害防止対策を進める。

- ・侵入防止施設の整備
- ・農業関係者等による捕獲従事者の育成
- ・林道除雪など猟場環境の整備と推進
- ・交通事故防止標識の整備や普及啓発活動の推進
- ・アーバンディア対応マニュアルを活用した市街地における事故等防止体制の整備

(5) エゾシカ生息地における自然環境の保全等

エゾシカ以外の動植物に配慮した捕獲対策の検討・推進を図る。

- ・森林環境や希少動植物など生物多様性の保全
- ・猛禽類等に配慮した捕獲手法の検討
- ・狩猟規制や捕獲許可基準の見直し

5 計画の実施に向けて

本計画の目標達成に向けて、確実に実現するため、庁内関係部局による実効性のある対策を検討するとともに、国や市町村など関係機関、団体との連携を図り、情報共有や捕獲対策の推進を図ることとする。

なお、生息状況や捕獲目標、具体的な捕獲対策については、学識経験者など専門家の意見を聴きながら進めることとする。

【主な推進体制】

エゾシカ緊急対策本部	庁内関係部局からなる総合的な対策の検討
全道エゾシカ対策協議会	国、市長会、町村会等との情報共有・対策協議
地域連絡協議会	市町村、農林業等関係団体との情報共有・対策協議
エゾシカ対策有識者会議	専門家による科学的知見に基づく捕獲対策の検討

北海道エゾシカ対策推進条例の概要

I 総 則

◆ 目的

エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与すること

◆ 基本理念

- (1) 状況を適確に把握して、科学的知見に基づき、状況に応じた実効性のある対策を推進
- (2) 生物の多様性に及ぼす影響に配慮
- (3) エゾシカは道民共有の財産であり、その価値を最大限に活用
- (4) 道民の理解を促進するとともに道民意見を反映
- (5) 地域の特性を考慮し課題に応じた持続的な取組を推進

◆ 道の責務

- ・ エゾシカの対策の総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- ・ 国、市町村、道民、事業者及び民間の団体との連携
- ・ 市町村との緊密な連携を図り、情報提供や技術的な助言その他必要な支援

◆ 道民等の役割

- ・ 道民、事業者等は道が実施する対策に協力

II 基本計画

- ・ 対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定、見直し、公表
- ・ 基本計画に掲げる目標の達成に向けた地域毎・年度毎の捕獲目標の策定

III エゾシカ対策に関する基本的施策

◆ 状況に応じた個体数の管理

- ・ エゾシカの生息動向や被害の状況に応じた個体数管理を推進
- ・ 「狩猟」、「被害防止のための捕獲」の効果的な組み合わせと「計画的な捕獲」の推進
- ・ 銃器やわな等による効率的かつ効果的な捕獲手法の活用推進、一斉捕獲の推進

◆ 緊急対策期間及び特定重点対策地域

- ・ 生息数及び農林業被害の著しい増加時における捕獲等の重点的な推進

◆ 捕獲等の担い手の確保

- ・ 捕獲者の確保、被害防止や計画的な捕獲等の従事者の育成確保、道外狩猟者の活用措置

◆ 有効活用の促進

- ・ 関係機関と連携協力して食、観光、その他の分野で有効活用するため必要な措置

◆ 被害防止対策の推進

- ・ 被害状況、交通事故等の実態把握、関係者との連携協力による効果的な被害防止対策の実施

◆ 調査研究の推進

- ・ 生息状況等の把握、エゾシカの感染症に関する科学的な知見の集積

◆ 事故及び法令違反の防止

- ・ 関係機関と連携協力した事故や法令違反の防止措置

◆ 捕獲等に係る個体の適正処理の促進

- ・ 適正な処理が促進されるよう、指導、情報提供その他必要な措置

◆ 人材の育成及び活用

- ・ 地域で対策の企画立案や推進を行う人材の育成とその活用

◆ 顕彰

- ・ エゾシカの対策に関する顕著な功績者への顕彰

IV 特定鉛弾の所持の禁止

- ・ エゾシカを捕獲する目的で鉛弾の所持を規制

V エゾシカ対策協議会

- ・ 全道協議会・地域協議会の設置

VI・VII 雑則・罰則

- ・ 財政上の措置、必要な罰則などを規定